

H 2 2 子育て支援事業

	事業名等	担当課	事業内容	事業費(千円)
1	ひとり親世帯に係る育児支援助成事業	子育て推進課	<p>急な残業・出張や緊急時に子どもを預けることができるファミリーサポートセンター事業をはじめ、一時保育事業等を利用した場合、3子以上いる世帯は県単事業として育児支援事業を実施しているが、3子未満の場合のひとり親世帯にとっては利用料の支払が大きな負担となっているため、3子以上の世帯同様、利用料の一部を補助し負担軽減を図る。</p> <p>対象事業：①一時保育事業 ②ファミサポ事業 ③子育て短期支援事業</p> <p>助成額：1世帯あたり年15,000円(上限)</p>	900
2	5歳児発達相談事業	健康増進課	<p>発達障害については、集団生活を経験するようになってから顕在化してくることが多く、3歳6ヶ月健診を最終とする現行の乳幼児健康診査体制では発見が困難な場合がある。</p> <p>本事業の実施で発達障害の早期発見を図り、適切な時期に適切な支援を行うことでスムーズに社会適応ができるよう支援体制を構築する。</p> <p>〔体制〕健康増進課、学校教育課、子育て推進課の連携のもと実施。就学を見据え情報を共有する。</p> <p>〔対象者〕市内年長対象児660人の内、400人を対象にモデル事業として実施</p>	1,420
3	地域子育て創生事業「妊婦出産前支援教室」の実施	健康増進課	<p>出産を控えた両親を対象に、出産前から育児について学んでもらい、夫に妊婦の大変さを体験してもらうなど、子育て意欲を高めるとともに、出産後の仲間づくりや情報交換の場となるよう実施する。</p>	366
4	一般不妊治療費助成事業〔拡充〕	健康増進課	<p>子どもを持つことを望む夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減し、不妊治療を受けやすくするため、一般不妊治療に要する費用の一部を助成する。</p> <p>本事業はH19年10月から県事業が実施されたことに伴い、H20年度から開始したもので県が1/2を負担しているが、今回、助成額の拡大と所得制限を撤廃することで、助成制度を拡充する。</p> <p>なお、拡充分は市単独負担とする。</p> <p>現行 ①助成額30千円 ②所得制限 夫婦の前年度所得合計650万円</p> <p>拡充案 ①助成額50千円 ②所得制限 なし</p>	<p>4,000</p> <p>※現行分 2,400</p>